

一宮市老人クラブ連合会規約の一部を改正する規約

一宮市老人クラブ連合会規約の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(事業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 老人クラブの連絡及び調整に関すること。</p> <p>(2) 老人クラブの育成及び指導に関すること。</p> <p>(3) 老人クラブに関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 老人クラブ指導者研修会の開催に関すること。</p> <p>(5) 関係機関団体の連絡に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項に関すること。</p>	<p>(事業)</p> <p><u>第5条</u> 本会は、<u>第3条</u>の目的を遂行するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)<u>単位</u>クラブの連絡及び調整に関すること。</p> <p>(2)<u>単位</u>クラブの育成及び指導に関すること。</p> <p>(3)<u>単位</u>クラブに関する調査及び研究に関すること。</p> <p>(4)<u>単位</u>クラブ指導者研修会の開催に関すること。</p> <p>(5)関係機関団体の連絡に関すること。</p> <p>(6)前各号に掲げるもののほか、<u>第3条</u>の目的達成に必要な事項に関すること。</p>
<p>(構成)</p> <p>第5条 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブをもって構成する。</p> <p>2 老人クラブは、一宮市老人クラブ事業運営費補助金交付要綱を満たしていること。</p>	<p>(構成)</p> <p><u>第4条</u> 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブ(<u>以下「単位</u>クラブ」という。)をもって構成する。</p> <p>2 <u>単位</u>クラブは、実態報告書にて関係各所へ登録し承認を得るものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規約は、令和7年7月25日から施行する。